

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2025 年 6 月 30 日

株式会社バレッグス
(Balleggs Co., Ltd.)

代表取締役社長 大本 朋之

東京都目黒区鷹番二丁目 5 番 21 号

(03)3794-1115 (代表)

取締役 管理副本部長 菊地 紘宗

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2312

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社バレッグス

<https://balleggs.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次 決算年月	第35期（中間）	第36期（中間）	第34期	第35期
	2024年3月	2025年3月	2023年9月	2024年9月
売上高（千円）	1,245,927	1,823,334	2,384,593	2,924,253
経常利益（千円）	64,565	267,713	67,026	189,510
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益（千円）	42,501	174,395	44,021	123,307
中間包括利益又は包括利益（千円）	42,451	174,404	44,061	123,233
純資産額（千円）	795,347	1,050,534	752,895	876,129
総資産額（千円）	3,631,707	3,613,491	2,804,863	3,681,364
1株当たり純資産額（円）	497.09	656.58	470.56	547.58
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—
（うち1株当たり中間配当額）	（—）	（—）	（—）	（—）
1株当たり中間（当期）純利益（円）	26.56	109.00	27.51	77.07
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	—	—
自己資本比率（％）	21.9	29.1	26.8	23.8
自己資本利益率（％）	5.5	18.1	6.0	15.1
株価収益率（倍）	—	4.1	—	5.8
配当性向（％）	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△254,008	258,845	△372,977	18,116
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△579,674	△73,821	△300,942	△589,267
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	711,236	△209,245	745,592	546,726
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（千円）	1,576,255	1,650,056	1,698,702	1,674,277
従業員数（人）	119	110	123	120
（外、平均臨時雇用者数）	(28)	(34)	(26)	(23)

- （注）1. 第35期中間期より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 第34期及び第35期中間期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 2023年12月26日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
7. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第35期中間期の中間連結財務諸表について、興亜監査法人の中間監査を受けております。第36期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、興亜監査法人による期中レビューを受けております。

8. 第34期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第35期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、興亜監査法人の監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
不動産賃貸事業	66(26)
不動産開発事業	6(2)
建築事業	16(1)
その他事業	5(4)
全社(共通)	17(1)
合計	110(34)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理本部等に所属している者であります。
3. 連結子会社の従業員は、すべて当社からの出向者で構成されています。

(2) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
109(34)	30.39	6.17	5,299

セグメントの名称	従業員数（人）
不動産賃貸事業	66(26)
不動産開発事業	5(2)
建築事業	16(1)
その他事業	5(4)
全社(共通)	17(1)
合計	109(34)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理本部等に所属している者であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業の設備投資や輸出の回復に加え、雇用・所得環境の改善や賃上げの浸透、またインバウンド需要の本格的な回復が進み、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価高騰や地政学リスク、為替変動など、依然として先行きが不透明な状況が続いています。

当社グループを取り巻く経営環境は、依然として上昇傾向が続く首都圏の不動産価格を背景として、住宅需要を中心に堅調に推移したほか、円安基調の継続に伴い収益不動産への国内外投資家の関心も高まっている状況である一方、人件費の上昇、資材価格や外注費の高騰に加え、日銀の金融政策転換による金利上昇への警戒感が、不動産投資や住宅ローン需要に一定の影響を与える可能性など、引き続き注視すべき課題がある状況となっております。

このような状況のもと当社グループは、主要マーケットである東京城南エリアの安定した不動産需要を背景に、不動産賃貸事業及び不動産開発事業は共に好調な状態を維持し、建築事業においても、十分な受注が見込めるマーケットの中で、高騰が続く原価の管理に対する継続的な取り組みが実を結び、好調に推移いたしました。また、その他事業の外国籍向け不動産サービス事業は、多言語対応需要の高まりにあわせた集客強化への取り組みにより好調に推移した一方、旅館業については建物や設備の老朽化に対する修繕、備品の入れ換え等により宿泊環境の改善に努めたものの、依然として人手不足の影響が続き、低調に推移する結果となっております。

以上のような背景のもと、当中間連結会計期間における売上高は 1,823,334 千円(前年同期比 46.3%増)、営業利益は 276,026 千円(同 287.3%増)、経常利益は 267,713 千円(同 314.6%増)、親会社株主に帰属する中間純利益は 174,395 千円(同 310.3%増)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。当中間連結会計期間より、従来「不動産賃貸事業」に含まれていた外国籍向け不動産サービスを本格化させるべく組織変更を行ったことから、「その他事業」に移行することとし、セグメント区分を変更いたしました。なお、前年同期比(数値)は前年同期の数値を変更後のセグメントに組み替えたものを用いています。

[不動産賃貸事業]

不動産賃貸事業は、主要マーケットである東京城南エリアの安定した需要と賃料相場の上昇、及びマーケティングの専門家支援の導入による集客増加への取り組みに加えて、当中間連結会計期間に含まれる1月～3月は賃貸市場の繁忙期にあたり、賃貸仲介、賃貸管理共に例年通り順調に推移し、これらの結果、売上高 722,901 千円(前年同期比 11.0%増)、セグメント利益 234,638 千円(同 38.5%増)となりました。

[不動産開発事業]

不動産開発事業は、依然として活況な首都圏の不動産市況と主要マーケットである東京城南エリアの安定した需要を背景に、売買仲介は順調に業績を伸ばし、また仕入再販においても販売用不動産の売却が順調に進み、これらの結果、売上高 528,298 千円(前年同期比 358.3%増)、セグメント利益 140,422 千円(同 243.7%増)となりました。

[建築事業]

建築事業は、品質の維持向上を前提とした適正価格での受注に取り組む一方、高騰が続く原価については、仕入及び外注先の見直し等を継続的に実施することで、受注及び利益確保の双方ともに順調に推移し、これらの結果、売上高 543,630 千円(前年同期比 20.2%増)、セグメント利益 70,233 千円(同 363.3%増)となりました。

[その他事業]

その他事業は、外国籍向け不動産サービス事業を本格化させるべく、同事業を当期より賃貸仲介部門から独立させ、従来の営業活動に加えて集客経路の新規開拓を行い、多言語対応需要の高まりにあわせた集客強化へ取り組んだことで順調に推移した一方、旅館業については、建物や設備の老朽化に対する修繕、備品の入れ換え等により宿泊環境の改善に努めたものの、時給相場の全国的な上昇により運営スタッフの確保に苦慮する状況が続き、これらの結果、売上高 28,504 千円(前年同期比 6.3%増)、セグメント損失 5,076 千円(前中間連結会計期間は 7,396 千円のセグメント利益)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の期末残高は、前連結会計年度末に比べ 24,221 千円減少し 1,650,056 千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は 258,845 千円(前年同期は 254,008 千円の資金使用)となりました。これは主として、税金等調整前中間純利益 264,913 千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は 73,821 千円(前年同期比 87.3%減)となりました。これは主として、定期預金の預入による支出 66,800 千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は 209,245 千円(前年同期は 711,236 千円の資金獲得)となりました。これは主として、長期借入金の返済による支出 162,245 千円、及び短期借入金の純減少額 67,000 千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
不動産賃貸事業	210,227	138.1	55,113	193.8
建築事業	456,594	146.2	239,845	150.8
合計	666,821	143.6	294,958	157.3

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
不動産賃貸事業 (千円)	722,901	111.0
不動産開発事業 (千円)	528,298	458.3
建築事業 (千円)	543,630	120.2
その他事業 (千円)	28,504	106.3
合計 (千円)	1,823,334	146.3

(注) 「主な相手先別の販売実績」については、販売実績の総販売実績に対する割合が 100 分の 10 以上の相手先はありませんので記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 Tokyo Pro Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。

当社は、本発行者情報公表日現在において、フィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser 契約解除に関する条項

当社が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券(株)が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、フィリップ証券(株)が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券㈱が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ) 前 a の(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券㈱が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(イ) TOKYO PRO Market の上場株券等

(ロ) 上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である

株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券㈱が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券㈱がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとしてフィリップ証券㈱が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいとフィリップ証券㈱が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとフィリップ証券㈱が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てて

おく場合を除く。)

- b ライフプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券㈱が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券㈱が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券㈱が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券㈱もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

- (1) 当社又はフィリップ証券㈱のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券㈱は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。
- (3) 契約解除する場合、特段の事情のない限りフィリップ証券㈱は、あらかじめ当該契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ67,084千円減少（前連結会計年度末比2.3%減）し2,798,025千円となりました。これは主として、在庫の売却により販売用不動産が127,690千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ788千円減少（前連結会計年度末比0.1%減）し815,465千円となりました。これは主として、減価償却により建物及び構築物が4,778千円減少したことによるものです。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ98,536千円減少（前連結会計年度末比7.3%減）し1,253,247千円となりました。これは主として、前述の販売用不動産の売却に伴う返済により短期借入金が67,000千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ143,741千円減少（前連結会計年度末比9.9%減）し1,309,709千円となりました。これは主として、返済により、長期借入金が145,279千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、親会社株主に帰属する中間純利益174,395千円の計上等により前連結会計年度末に比べ174,404千円増加（前連結会計年度末比19.9%増）し、1,050,534千円となりました。

(3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1)業績」に記載しております。

(4)キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

中間連結会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年6月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,400,000	4,800,000	1,600,000	1,600,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,400,000	4,800,000	1,600,000	1,600,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年10月1日～ 2025年3月31日	—	1,600,000	—	100,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
大本朋之	東京都目黒区	1,599,900	99.99
素数株式会社	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番12号	100	0.01
計	—	1,600,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,600,000	16,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,600,000	—	—
総株主の議決権	—	16,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	11月	12月	2025年1月	2月	3月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2．2024年10月から 2025年3月までにおいては、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の提出日後、本中間発行者情報の提出日までにおいて役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。また、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の中間連結財務諸表について、興亜監査法人の期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,717,577	1,760,156
売掛金及び契約資産	108,897	116,118
販売用不動産	1,001,408	873,718
貯蔵品	2,329	3,055
その他	39,613	49,812
貸倒引当金	△4,716	△4,834
流動資産合計	2,865,110	2,798,025
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	225,660	220,882
土地	476,238	476,238
その他（純額）	10,298	16,412
有形固定資産合計	712,197	713,533
無形固定資産	6,633	6,334
投資その他の資産		
投資有価証券	170	184
繰延税金資産	45,247	45,227
その他	52,005	50,185
投資その他の資産合計	97,423	95,597
固定資産合計	816,254	815,465
資産合計	3,681,364	3,613,491

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2025年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	102,457	90,201
短期借入金	478,200	411,200
1年内返済予定の長期借入金	193,018	196,052
契約負債	106,821	114,717
預り金	193,599	209,807
賞与引当金	79,144	27,598
未払法人税等	78,468	90,381
その他	120,073	113,289
流動負債合計	1,351,783	1,253,247
固定負債		
長期借入金	1,402,735	1,257,455
資産除去債務	7,768	7,768
その他	42,947	44,485
固定負債合計	1,453,450	1,309,709
負債合計	2,805,234	2,562,956
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	776,162	950,558
株主資本合計	876,162	1,050,558
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△32	△23
その他の包括利益累計額合計	△32	△23
純資産合計	876,129	1,050,534
負債純資産合計	3,681,364	3,613,491

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
売上高	1,245,927	1,823,334
売上原価	585,447	951,727
売上総利益	660,479	871,606
販売費及び一般管理費	※ 589,205	※ 595,579
営業利益	71,274	276,026
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	15	791
受取損害賠償金	1,513	600
受取手数料	1,587	1,583
助成金収入	—	484
預り金取崩益	750	500
その他	377	529
営業外収益合計	4,244	4,488
営業外費用		
支払利息	8,927	11,947
長期前払費用償却	617	630
その他	1,407	224
営業外費用合計	10,953	12,802
経常利益	64,565	267,713
特別損失		
訴訟和解金	—	2,800
特別損失合計	—	2,800
税金等調整前中間純利益	64,565	264,913
法人税等	22,064	90,517
中間純利益	42,501	174,395
親会社株主に帰属する中間純利益	42,501	174,395

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
中間純利益	42,501	174,395
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△49	9
その他の包括利益合計	△49	9
中間包括利益	42,451	174,404
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	42,451	174,404
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	64,565	264,913
減価償却費	8,418	9,708
敷金及び保証金償却額	293	290
長期前払費用償却額	617	630
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△436	117
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,507	△51,546
受取利息及び受取配当金	△15	△791
支払利息	8,927	11,947
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△7,937	△7,220
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△361,105	126,963
仕入債務の増減額 (△は減少)	20,092	△12,256
契約負債の増減額 (△は減少)	17,646	7,896
預り金の増減額 (△は減少)	14,972	16,208
その他	8,192	△18,269
小計	△232,274	348,591
利息及び配当金の受取額	15	791
利息の支払額	△10,349	△11,947
法人税等の支払額	△11,398	△78,589
営業活動によるキャッシュ・フロー	△254,008	258,845
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△18,600	△66,800
定期預金の払戻による収入	23,900	—
有形固定資産の取得による支出	△590,316	△7,520
無形固定資産の取得による支出	△722	△400
その他	6,064	899
投資活動によるキャッシュ・フロー	△579,674	△73,821
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	314,000	△67,000
長期借入れによる収入	500,000	20,000
長期借入金の返済による支出	△92,764	△162,245
社債の償還による支出	△10,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	711,236	△209,245
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△122,447	△24,221
現金及び現金同等物の期首残高	1,698,702	1,674,277
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,576,255	※ 1,650,056

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022 年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前年中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(税金費用の計算方法の変更)

税金費用については、従来、原則的な方法により計算しておりましたが、当社及び連結子会社の中間決算業務の一層の効率化を図るため、当中間連結会計期間より連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法に変更しております。なお、この変更による影響は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2024 年 9 月 30 日)		当中間連結会計期間 (2025 年 3 月 31 日)	
(株)ボールディベロップメント(借入債務)	324,840 千円	(株)ボールディベロップメント(借入債務)	266,360 千円
計	324,840	計	266,360

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
給料手当	224,344 千円	210,903 千円
広告宣伝費	76,951	94,674
地代家賃	44,892	35,513
貸倒引当金繰入額	△436	117
賞与引当金繰入額	29,294	24,677
退職給付費用	1,212	1,063

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
現金及び預金勘定	1,622,155千円	1,760,156千円
預入期間が3ヶ月を超える定期 積金	△45,900	△110,100
現金及び現金同等物	1,576,255	1,650,056

(株主資本等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	不動産 賃貸事業	不動産 開発事業	建築 事業	その他 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	651,477	115,269	452,371	26,808	1,245,927	—	1,245,927
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,442	897	27,278	—	29,618	△29,618	—
計	652,919	116,167	479,650	26,808	1,275,545	△29,618	1,245,927
セグメント利益	169,424	40,854	15,158	7,396	232,833	△161,559	71,274

(注) 1. セグメント利益の調整額△161,559 千円は、セグメント間取引消去△4,518 千円及び全社費用△157,040 千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

II 当中間連結会計期間（自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	不動産 賃貸事業	不動産 開発事業	建築 事業	その他 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	722,901	528,298	543,630	28,504	1,823,334	—	1,823,334
セグメント間の内部売上高又は振替高	297	—	11,054	—	11,352	△11,352	—
計	723,199	528,298	554,684	28,504	1,834,686	△11,352	1,823,334
セグメント利益又は損失(△)	234,638	140,422	70,233	△5,076	440,218	△164,191	276,026

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△164,191 千円は、セグメント間取引消去△58 千円及び全社費用△164,133 千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)の合計額は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当中間連結会計期間より、従来「不動産賃貸事業」に含まれていた外国籍向け不動産サービスを本格化させるべく組織変更を行ったことから、「その他事業」に移行することとし、セグメント区分を変更いたしました。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報は、当中間連結会計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

I 前中間連結会計期間 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位: 千円)

	報告セグメント				合計
	不動産 賃貸事業	不動産 開発事業	建築事業	その他 事業	
収益の認識時期					
一時点で認識する収益	497,787	111,217	631	26,808	636,445
一定期間にわたり認識する収益	152,789	—	451,739	—	604,529
顧客との契約から生じる収益	650,577	111,217	452,371	26,808	1,240,974
その他の収益	900	4,052	—	—	4,952
外部顧客への売上高	651,477	115,269	452,371	26,808	1,245,927

(注) その他の収益は、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入であります。

II 当中間連結会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位: 千円)

	報告セグメント				合計
	不動産 賃貸事業	不動産 開発事業	建築事業	その他 事業	
収益の認識時期					
一時点で認識する収益	538,791	524,365	244	28,504	1,091,906
一定期間にわたり認識する収益	183,360	—	543,385	—	726,745
顧客との契約から生じる収益	722,151	524,365	543,630	28,504	1,818,651
その他の収益	750	3,932	—	—	4,682
外部顧客への売上高	722,901	528,298	543,630	28,504	1,823,334

(注) その他の収益は、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入であります。

(1 株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (2025年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	547.58 円	656.58 円

項目	前中間連結会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり中間純利益	26.56 円	109.00 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載して
おりません。

2. 2023年12月26日付で普通株式 1 株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、前中間連
結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当た
り中間純利益を算定しております。

3. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり中間純利益		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	42,501	174,395
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益 (千円)	42,501	174,395
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,600,000	1,600,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年6月30日

株式会社バレッジス
取締役会 御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	柿 原 佳 孝
------------------------	-----------	---------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	倉 谷 祐 治
------------------------	-----------	---------

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バレッジスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バレッジス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上